

「裁判例を事例単位で分析した資料」（資料2-3）、「裁判例を事例単位で分析した資料（抜粋）」（資料2-4）における色分けの趣旨は、以下のとおり。
また、①～③の事項に関して、昭和60年報告における関連部分を示している。

①労働者性の判断枠組や、判断要素の重み付けに関する部分

⇒青色

②「通常注文者が行う程度の指示」「業務の性質」等に関する部分

⇒黄色

□ 業務遂行上の指揮監督の有無

（イ）業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無

業務の内容及び遂行方法について「使用者」の具体的な指揮命令を受けていることは、指揮監督関係の基本的かつ重要な要素である。しかしながら、この点も指揮命令の程度が問題であり、通常注文者が行う程度の指示等に止まる場合には、指揮監督を受けているとは言えない。

ハ 拘束性の有無

勤務場所及び勤務時間が指定され、管理されていることは、一般的には、指揮監督関係の基本的な要素である。しかしながら、業務の性質上（例えば、演奏）、安全を確保する必要上（例えば、建設）等から必然的に勤務場所及び勤務時間が指定される場合があり、当該指定が業務の性質等によるものか、業務の遂行を指揮命令する必要によるものかを見極める必要がある。

③「組織への組み入れ」「組織への組み込み」等の記載または使用者の具体的な指揮命令になじまない業務についての一般的な指揮監督に関する事実について言及がなされている部分、報酬の一方的決定に関する部分

⇒緑色

□ 業務遂行上の指揮監督の有無

（イ）業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無

……なお、管弦楽団員、バンドマンの場合のように、業務の性質上放送局等「使用者」の具体的な指揮命令になじまない業務については、それらの者が放送事業等当該事業の遂行上不可欠なものとして事業組織に組み入れられている点をもって、「使用者」の一般的な指揮監督を受けていると判断する裁判例があり、参考にすべきであろう。

※報酬の一方的決定に関しては、昭和60年報告に記載なし。